

国立大学法人富山大学管理職手当支給細則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成18年9月14日改正	平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成21年4月1日改正
平成21年4月13日改正	平成22年12月1日改正
平成24年5月1日改正	平成24年8月1日改正
平成25年9月24日改正	平成26年3月25日改正
平成26年6月24日改正	平成27年3月25日改正
平成27年6月23日改正	平成28年6月7日改正
平成29年3月14日改正	平成30年3月27日改正
平成31年1月29日改正	令和元年12月24日改正
令和4年1月25日改正	令和4年4月19日改正
令和4年10月25日改正	

(総則)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第10条の規定による管理職手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給の範囲)

第2条 給与規則第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員は、別表第1に掲げるものとする。

(管理職手当の支給額)

第3条 管理職手当の月額は、当該職員に適用される本給表の別及び別表第1に定める区分の別に応じ、別表第2に定める額とする。ただし、職員が管理職手当を支給する複数の職務区分に就いた場合は、区分の一番高い職務区分に応じたものの額とする。

(管理職手当の支給方法)

第4条 管理職手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「業務上等の傷病」という。）により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

2 管理職手当の支給を受ける職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。

3 第2条で指定する職が欠員の場合又はその職をしめる職員が休職にされている場合に代理等として発令され本務として職務を行う職員には支給する。ただし、併任の場合（教育職員を除く。）は支給しない。

4 管理職手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中は支給しない。

なお、これらの期間が開始された場合又は当該期間の終了により職務に復帰等した場合のその月分は、給与規則第36条の規定により日割計算で支給する。

- (1) 休職者（業務上等の傷病の場合を除く。）（就業規則第 11 条第 1 項の規定に基づく休職者）
- (2) 出勤停止者（就業規則第 39 条第 3 号の規定に基づく出勤停止者）
- (3) 育児休業職員（国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則に基づく休業職員（部分休業者及び出生時育児休業者の就業日を除く。））
- (4) 介護休業職員（国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則に基づく休業職員（部分休業者を除く。））

（雑則）

第 5 条 この細則に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日において旧高岡短期大学法人の学科長であり、かつこの細則の施行日において高岡短期大学部の学科長となった者については、平成 18 年 3 月 31 日までの間、管理職手当の 5 種の区分を適用する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 9 月 14 日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日から引き続き同じ区分の管理職手当の支給を受ける職員（施行日の前日と同じ本給表の適用を受ける職員に限る。）のうち、施行日の前日に受けていた管理職手当の支給額（以下「旧管理職手当額」という。）がこの細則の施行後に受ける管理職手当の支給額（以下「新管理職手当額」という。）を上回る場合は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間は、新管理職手当額に次に掲げる表の額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算する。

平成 19 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで	旧管理職手当額と新管理職手当額の差額
平成 20 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで	旧管理職手当額と新管理職手当額の差額の 75%
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで	旧管理職手当額と新管理職手当額の差額の 50%
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	旧管理職手当額と新管理職手当額の差額の 25%

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 7 日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 12 月 1 日施行給与規則附則第 2 条の適用を受ける職員に対する管理職手当の支給に当たっては、次のとおりとする。
 - (1) 次号以外の職員 当該職員に適用される本給表の別及び別表第 1 に定める区分の別に応じ、別表第 2 に定める額（以下「基準額」という。）に 100 分の 98.5 を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。
 - (2) 平成 19 年 4 月 1 日施行細則附則第 2 項の適用を受ける職員 当該職員に適用される基準額に 100 分の 98.5 を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、平成 19 年 4 月 1 日の前日に受けていた管理職手当の支給額から基準額を減じた額に、100 分の 25 及び 100 分の 98.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額を支給する。

附 則

この細則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 6 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 28 年 6 月 7 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 12 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日に教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級かつ給与規則第 10 条に規定する管理職手当が支給されていた者については、当該管理職手当が支給される間、改正後の第 3 条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 19 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

別表第 1

職 務 区 分		区 分
副 学 長		2 種
学 長 特 別 補 佐		3 種
学 長 補 佐		4 種
学 長 特 命 補 佐		5 種
理 事 補 佐		4 種
事 務 局 長		1 種
部 長		2 種
次 長		3 種
課 長		4 種～5 種
高 度 専 門 職		5 種
附 属 図 書 館 長		3 種
医 薬 学 図 書 館 長, 芸 術 文 化 図 書 館 長		5 種
学 部 長	理学部長, 医学部長, 薬学部長, 工学部長	2 種
	人文学部長, 教育学部長, 経済学部長, 芸術文化学部長, 都市デザイン学部長	3 種
研 究 科 長		3 種
学 環 長		3 種
和 漢 医 薬 学 総 合 研 究 所 長		2 種
評 議 員		4 種
副 学 部 長 (各 学 部 1 人)		5 種
学 科 長		5 種
コ ー ス 長 (工 学 部 に 限 る。)		5 種
大 学 院 生 命 融 合 科 学 教 育 部	教 育 部 長	3 種
	副 教 育 部 長	5 種
教 育 学 部	附 属 教 育 研 究 実 践 総 合 セ ン タ ー 長	5 種
	附 属 小 学 校 長, 附 属 中 学 校 長, 附 属 特 別 支 援 学 校 長, 附 属 幼 稚 園 長	4 種
	附 属 中 学 校 副 校 長	4 種
	附 属 小 学 校 副 校 長, 附 属 特 別 支 援 学 校 副 校 長, 附 属 幼 稚 園 副 園 長	5 種
	附 属 小 学 校 主 幹 教 諭, 附 属 中 学 校 主 幹 教 諭	5 種
	附 属 特 別 支 援 学 校 主 事	5 種
附 属 病 院	病 院 長 (常 勤 の 職 員 に 限 る。)	1 種
	看 護 部 長	3 種

機 構	薬 剤 部 長	4 種
	副 病 院 長	5 種
	副 機 構 長	4 種
	センター長, ユニット長, 部門長	5 種
	総合情報基盤センター長, 環境安全推進センター長, 自然観察 実習センター長, 保健管理センター長	5 種

別表第 2

区分	専門職 本給表	教育職 本給表 (一)	教育職 本給表 (二)	教育職 本給表 (三)	医療職 本給表 (二)
1 種	120,000 円	130,000 円	—	—	—
2 種	90,000 円	105,000 円	—	—	—
3 種	75,000 円	90,000 円	—	—	75,000 円
4 種	60,000 円	80,000 円	65,000 円	65,000 円	—
5 種	45,000 円	65,000 円	50,000 円	50,000 円	—